

規 約 補 則

施 行 細 則

平成30年4月29日

規約第42条の規定による施行細則を総会の議決を経て定める。

- 第1条 規約第5条に掲げる事業遂行に関する事、および各種部会などの細部事項を定める。
- 第2条 規約第6条から第11条に規定する会員に関する細部事項を定める。
- 第3条 規約第12条から第21条に掲げる役員業務に関する細部事項を定める。
- 第4条 規約第22条から第29条に掲げる会議に関する細部事項を定める。
- 第5条 規約第30条から第38条に掲げる資産および会計に関する細部事項を定める。
- 第6条 この施行細則に掲げる規則は、制定後速やかに会員に公示しなければならない。
- 第7条 この施行細則は総会の議決を経なければ変更することができない。
- 第8条 この施行細則は平成30年4月29日から施行する。